

掛川市条例第3号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

(掛川市行政財産の使用料条例の一部改正)

第1条 掛川市行政財産の使用料条例(平成17年掛川市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項並びに第3条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(掛川市自転車等駐車場条例の一部改正)

第2条 掛川市自転車等駐車場条例(平成17年掛川市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第2自転車の項中「1,500円」を「1,520円」に改め、同表原動機付自転車の項及び自動二輪車の項中「2,500円」を「2,540円」に改める。

(掛川大手門駐車場条例の一部改正)

第3条 掛川大手門駐車場条例(平成17年掛川市条例第87号)の一部を次のように改正する。

別表普通自動車定期駐車料金の項中「8,000円」を「8,140円」に改める。

(掛川市富士見台霊園条例の一部改正)

第4条 掛川市富士見台霊園条例(平成17年掛川市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「2,590円」を「2,630円」に改める。

(掛川市汚水処理施設条例の一部改正)

第5条 掛川市汚水処理施設条例(平成17年掛川市条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第2基本使用料の項中「972円」を「990円」に改め、同表従量使用料(1立方メートルにつき)の項中「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「194円40銭」を「198円」に改める。

(掛川市公共下水道条例の一部改正)

第6条 掛川市公共下水道条例(平成17年掛川市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表第2基本使用料の項中「972円」を「990円」に改め、同表従量使用料(1立方メートルにつき)の項中「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「194円40銭」を「198円」に改める。

(掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第7条 掛川市農業集落排水処理施設条例(平成17年掛川市条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第2基本使用料の項中「972円」を「990円」に改め、同表従量使用料(1立方メートルにつき)の項中「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「194円40銭」を「198円」に改める。

(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正)

第8条 掛川市戸別浄化槽条例(平成17年掛川市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(掛川市老人福祉センター条例の一部改正)

第9条 掛川市老人福祉センター条例(平成17年掛川市条例第106号)の一部を次のように改正する。

別表第1大集会室(舞台及び放送設備含む。)の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表研修室の項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同表談話室・休養室の項、娯楽室・面接室の項、健康相談室の項及び機能回復訓練室の項中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2大広間(舞台及び放送設備含む。)の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表教養娯楽室の項中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表健康相談室の項及び生活相談室の項中「640円」を「650円」に改める。

(掛川市森の都ならここの里条例の一部改正)

第10条 掛川市森の都ならここの里条例(平成17年掛川市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表バンガローの項中「8,840円」を「9,000円」に、「4,420円」を「4,500円」に、「5,860円」を「5,960円」に、「2,930円」を「2,980円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「10,080円」を「10,260円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「13,680円」を「13,930円」に、「6,840円」を「6,960円」に、「6,990円」を「7,110円」に、「3,490円」を「3,550円」に改め、同表キャンプサイトの項中「1,230円」を「1,250円」に、「610円」を「620円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「720円」を「730円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「3,080円」を「3,130円」に改め、同表コテージの項中「25,710円」を「26,180円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表林業協業活動拠点施設の項中「2,880円」を「2,930円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

(掛川市健康ふれあい館条例の一部改正)

第11条 掛川市健康ふれあい館条例(平成17年掛川市条例第119号)の一部を次のように改正する。

別表1の表利用料の項中「10,280円」を「10,470円」に、「7,200円」を「7,330円」に改め、同表個室利用料の項及び同表備考3中「1,950円」を「1,980円」に改める。

(掛川市プラザ大須賀条例の一部改正)

第12条 掛川市プラザ大須賀条例（平成17年掛川市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表1階ギャラリーの項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表2階ホールの項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

（掛川市農村環境改善センター条例の一部改正）

第13条 掛川市農村環境改善センター条例（平成17年掛川市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第2大会議室（ホール）の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表生活改善実習室の項、生活改善研修室の項、老人教養室の項、母子休養室の項、視聴覚室の項、二階会議室（東）の項、二階会議室（西）の項、休養和室の項及び各種相談室の項中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

（掛川市都市公園条例の一部改正）

第14条 掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表大研修室の項中「2,360円」を「2,400円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「9,250円」を「9,400円」に改め、同表研修室1の項及び研修室2の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「4,520円」を「4,590円」に改め、同表研修室3の項中「820円」を「830円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「3,290円」を「3,330円」に改め、同表和室研修室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「4,520円」を「4,590円」に改め、同表多目的ホールの項中「1,540円」を「1,560円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「6,060円」を「6,140円」に改め、同表工作室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「4,520円」を「4,590円」に改める。

（掛川市道路占用料等徴収条例の一部改正）

第15条 掛川市道路占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表の表中「第32条第1項第号」を「第32条第1項第1号」に、「政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号」を「政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号」に、「政令第7条第4号に掲げる仮設建設物及び同条第5号」を「政令第7条第6号に掲げる仮設建

設物及び同条第7号」に、「政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号」を「政令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号」に、「政令第7条第8号」を「政令第7条第13号」に改め、同表備考4中「政令第7条第8号」を「政令第7条第13号」に改める。

(掛川市普通河川条例の一部改正)

第16条 掛川市普通河川条例(平成17年掛川市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第17条 掛川市準用河川占用料等徴収条例(平成17年掛川市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(掛川市公民館条例の一部改正)

第18条 掛川市公民館条例(平成17年掛川市条例第156号)の一部を次のように改正する。

別表第1集会室の項中「1,180円」を「1,200円」に、「1,530円」を「1,550円」に、「1,890円」を「1,920円」に改め、同表調理実習室の項中「680円」を「690円」に、「890円」を「900円」に、「1,100円」を「1,120円」に改め、同表会議室1の項及び会議室2の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表会議室3の項中「570円」を「580円」に改める。

別表第2の1の表ホールの項中「6,170円」を「6,280円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「12,340円」を「12,560円」に、「8,020円」を「8,160円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「16,040円」を「16,330円」に改め、同表ホール控室(和室)の項、ホール控室(洋室)の項及び会議室(1階)の項中「570円」を「580円」に改め、同表会議室(2階)の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表研修室の項中「1,650円」を「1,680円」に、「2,140円」を「2,170円」に、「2,640円」を「2,680円」に改め、同表和室の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表調理室の項中「1,290円」を「1,310円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「2,060円」を「2,090円」に改め、同表調理準備室の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表ロビーの項中「770円」を「780円」に、「990円」を「1,000円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、別表第2の2の表照明設備の項、ピンスポットライト(1KW)の項、音響設備の項、金屏風の項及び大太鼓・小太鼓の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表可搬式音響反射板の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同

表ピアノの項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表エレクトーンの項中「エレクトーン」を「電子オルガン」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表映写機（スクリーン含む。）の項中「2,050円」を「2,080円」に改める。

（掛川市生涯学習センター条例の一部改正）

第19条 掛川市生涯学習センター条例（平成17年掛川市条例第157号）の一部を次のように改正する。

別表1の表ホールの項中「16,040円」を「16,330円」に、「24,060円」を「24,500円」に、「32,090円」を「32,680円」に、「20,770円」を「21,150円」に、「31,160円」を「31,730円」に、「41,550円」を「42,310円」に、「12,340円」を「12,560円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「24,680円」を「25,130円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「4,110円」を「4,180円」に、「2,670円」を「2,710円」に、「4,010円」を「4,080円」に、「5,340円」を「5,430円」に改め、同表リハーサル室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,470円」を「1,490円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同表第1準備室の項、第2準備室の項及び第3準備室の項中「820円」を「830円」に、「1,060円」を「1,070円」に、「1,310円」を「1,330円」に改め、同表第1会議室の項、第2会議室の項及び第3会議室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,470円」を「1,490円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同表第4会議室の項中「2,360円」を「2,400円」に、「3,070円」を「3,120円」に、「3,780円」を「3,850円」に改め、同表料理室の項中「1,350円」を「1,370円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「2,170円」を「2,210円」に改め、同表和室の項及び工作室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,470円」を「1,490円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同表催物広場の項中「2,360円」を「2,400円」に、「3,070円」を「3,120円」に、「3,780円」を「3,850円」に改め、同表ギャラリーの項中「1,230円」を「1,250円」に、「1,600円」を「1,620円」に、「1,970円」を「2,000円」に改め、別表2の表ボーダーライトの項、アッパーホリゾントライトの項及びローアホリゾントライトの項中「820円」を「830円」に改め、同表ピンスポットライト（クセノン 2KW）の項中「1,540円」を「1,560円」に改め、同表音響装置の項及びサブミキサーの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ワイヤレスマイクの項中「820円」を「830円」に改め、同表三点吊りマイクの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表音響反射板（天板ライト含む。）の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表所作台の項中「8,220円」を「8,370円」に改め、同表松羽目の項、地絣（じがすり）の項及び金屏風の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ピアノ（CFⅢS）の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表

ホール用35ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「5,140円」を「5,230円」に改め、同表ホール用16ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表会議室用16ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「1,540円」を「1,560円」に改め、同表スクリーン（ホール）の項及びビデオプロジェクターセット（VHS）の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表プロジェクターの項中「820円」を「830円」に改める。

（掛川市美感ホール条例の一部改正）

第20条 掛川市美感ホール条例（平成17年掛川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表1の表ホールの項中「6,170円」を「6,280円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「12,340円」を「12,560円」に、「8,020円」を「8,160円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「16,040円」を「16,330円」に改め、同表リハーサル室兼会議室1の項及びリハーサル室兼会議室2の項中「820円」を「830円」に、「1,060円」を「1,070円」に、「1,310円」を「1,330円」に改め、別表2の表ピンスポットライト（クセノン 1KW）の項、音響装置の項及びサブミキサーの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ワイヤレスマイクの項中「820円」を「830円」に改め、同表ピアノ（CF6）の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表電子オルガンの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表16ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「1,540円」を「1,560円」に改める。

（掛川市文化会館シオーネ条例の一部改正）

第21条 掛川市文化会館シオーネ条例（平成17年掛川市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表1の表大ホールの項中「8,020円」を「8,160円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「16,040円」を「16,330円」に、「10,380円」を「10,570円」に、「15,530円」を「15,810円」に、「20,770円」を「21,150円」に改め、同表小ホールの項中「1,950円」を「1,980円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「3,900円」を「3,970円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「4,930円」を「5,020円」に改め、同表大会議室(1)の項、大会議室(2)の項、小会議室の項及び稽古場の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表楽屋1の項、楽屋2の項、楽屋3の項、楽屋4の項及び楽屋5の項中「570円」を「580円」に改め、同表和室の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表スタッフルームの項中「570円」を「580円」に改め、別表2の表ボーダーライトの項、アッパーホリゾントライトの項及びロアーホリゾントライトの項中「820円」を「830円」に改め、同表ピンスポットライト（クセノン 2

KW)の項中「1,540円」を「1,560円」に改め、同表センターピンスポット(700W)の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表カラオケ機器の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表ワイヤレスマイクの項及び三点吊りマイクの項中「820円」を「830円」に改め、同表仮設ステージ(大ホール)の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表音響反射板(天板ライト含む。)の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表所作台の項中「8,220円」を「8,370円」に改め、同表仮設花道の項中「5,140円」を「5,230円」に改め、同表松羽目の項、竹羽目の項、紗幕(しゃまく)の項、地絣(じがすり)の項及び浅葱幕(あさぎまく)の中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表バレエ用シートの項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表金屏風の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ピアノ(CFⅢS)の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表エレクトーンの項中「エレクトーン」を「電子オルガン」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ホール用35/16ミリ映写機の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表スライドの項、スクリーン(大ホール)の項及びビデオプロジェクターセット(VHS)の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川市茶室条例の一部改正)

第22条 掛川市茶室条例(平成17年掛川市条例第162号)の一部を次のように改正する。

別表第2の丸茶室の項中「1,020円」を「1,030円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表庭園の項中「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表茶道具(一式)の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川市立学校体育施設等使用条例の一部改正)

第23条 掛川市立学校体育施設等使用条例(平成17年掛川市条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表1の表大型の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川城条例の一部改正)

第24条 掛川城条例(平成17年掛川市条例第175号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「18,510円」を「18,850円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

(掛川市水道事業給水条例の一部改正)

第25条 掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)の一部を次のように改正する。

別表第1メーターの口径が20ミリメートル以下の項中「1,080円」を「1,100円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、

「221円15銭」を「225円24銭」に改め、同表メーターの口径が25ミリメートル以上の項中「1,440円」を「1,466円67銭」に、「2,057円15銭」を「2,095円24銭」に、「3,702円86銭」を「3,771円43銭」に、「5,862円86銭」を「5,971円43銭」に、「13,371円43銭」を「13,619円5銭」に、「23,657円15銭」を「24,095円24銭」に、「51,428円57銭」を「52,380円95銭」に、「108円」を「110円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に改める。

別表第2の13ミリメートルの項中「21,600円」を「22,000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「64,800円」を「66,000円」に改め、同表30ミリメートルの項中「129,600円」を「132,000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「216,000円」を「220,000円」に改め、同表50ミリメートルの項中「324,000円」を「330,000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「540,000円」を「550,000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「864,000円」を「880,000円」に改め、同表150ミリメートルの項中「1,080,000円」を「1,100,000円」に改める。

(掛川市簡易水道条例の一部改正)

第26条 掛川市簡易水道条例(平成17年掛川市条例第180号)の一部を次のように改正する。

別表萩間簡易水道及び居尻簡易水道の項中「1,080円」を「1,100円」に、「1,440円」を「1,466円67銭」に、「2,057円15銭」を「2,095円24銭」に、「3,702円86銭」を「3,771円43銭」に、「5,862円86銭」を「5,971円43銭」に、「13,371円43銭」を「13,619円5銭」に、「23,657円15銭」を「24,095円24銭」に、「51,428円57銭」を「52,380円95銭」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に、「108円」を「110円」に改め、同表松葉簡易水道の項中「1,620円」を「1,650円」に、「64円80銭」を「66円」に改め、同表泉簡易水道の項中「1,620円」を「1,650円」に、「75円60銭」を「77円」に改め、同表大和田簡易水道の項中「1,944円」を「1,980円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「16円20銭」を「16円50銭」に改める。

(掛川市飲料水供給施設条例の一部改正)

第27条 掛川市飲料水供給施設条例(平成17年掛川市条例第181号)の一部を次のように改正する。

別表第1メーターの口径が20ミリメートル以下の項中「1,080円」を「1,100円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に改め、同表メーターの口径が25ミリメートル以上の項中「1,440円」を「1,466円67銭」に、「2,057円15銭」を「2,095円24銭」に、「3,702円86銭」を

「3,771円43銭」に、「5,862円86銭」を「5,971円43銭」に、「13,371円43銭」を「13,619円5銭」に、「23,657円15銭」を「24,095円24銭」に、「51,428円57銭」を「52,380円95銭」に、「108円」を「110円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に改める。

別表第2の13ミリメートルの項中「21,600円」を「22,000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「64,800円」を「66,000円」に改め、同表30ミリメートルの項中「129,600円」を「132,000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「216,000円」を「220,000円」に改め、同表50ミリメートルの項中「324,000円」を「330,000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「540,000円」を「550,000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「864,000円」を「880,000円」に改め、同表150ミリメートルの項中「1,080,000円」を「1,100,000円」に改める。

(掛川市清水邸条例の一部改正)

第28条 掛川市清水邸条例（平成17年掛川市条例第229号）の一部を次のように改正する。

別表第2湧水亭の項及び庭園の項中「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表茶道具（一式）の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川市吉岡彌生記念館条例の一部改正)

第29条 掛川市吉岡彌生記念館条例（平成18年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「820円」を「830円」に、「1,060円」を「1,070円」に改める。

(遠州南部とうもんの里総合案内所条例の一部改正)

第30条 遠州南部とうもんの里総合案内所条例（平成18年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

(掛川市市民交流センター条例の一部改正)

第31条 掛川市市民交流センター条例（平成20年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表大東市民交流センターの項中「1,540円」を「1,560円」に、「1,950円」を「1,980円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「2,460円」を「2,500円」に改め、同表大須賀市民交流センターの項中「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(掛川市総合福祉センター条例の一部改正)

第32条 掛川市総合福祉センター条例（平成20年掛川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表福祉活動館の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表多目的広場の項中「610円」を「620円」に改める。

（掛川市竹の丸条例の一部改正）

第33条 掛川市竹の丸条例（平成20年掛川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2茶の間の項中「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に改め、同表広間の項中「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表台所の項中「1,020円」を「1,030円」に、「1,330円」を「1,350円」に改め、同表ギャラリーの項中「1,230円」を「1,250円」に、「1,640円」を「1,670円」に改め、同表座敷の項中「720円」を「730円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

（掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正）

第34条 掛川市ステンドグラス美術館条例（平成26年掛川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「18,510円」を「18,850円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

（小笠掛川急患診療所条例の一部改正）

第35条 小笠掛川急患診療所条例（平成27年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2診断書料の項中「1,620円」を「1,650円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同表証明書料の項中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表意見書料の項中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表死体検案書料の項中「3,240円」を「3,300円」に改め、同表備考の欄中「540円」を「550円」に改める。

（掛川市スポーツ施設条例の一部改正）

第36条 掛川市スポーツ施設条例（平成29年掛川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表野球場の項中「2,050」を「2,080」に、「3,700」を「3,760」に、「1,850」を「1,880」に改め、同表放送設備及びSBO表示板の項中「SBO表示板」を「BSO表示板」に、「1,020」を「1,030」に改め、別表第1の2の表全面使用の項中「1,600」を「1,620」に、「2,880」を「2,930」に改め、同表片面使用の項中「800」を「810」に、「1,440」を「1,460」に改め、別表第1の3の表中「610」を「620」に、「720」を「730」に改め、別表第1の4の表多目的広場の項中「2,880」を「2,930」に、「1,850」を「1,880」に改め

る。

別表第2の1の表中「800」を「810」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第1の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第2の2の表備考中「1の表備考」を「別表第1の1の表備考1」に改め、別表第2の3の表専用使用の項中「16,250」を「16,550」に、「21,600」を「22,000」に、「32,400」を「33,000」に、「8,120」を「8,270」に「10,800」を「11,000」に改め、同表個人使用の項中「3,080」を「3,130」に、「2,050」を「2,080」に、「1,020」を「1,030」に改め、別表第2の5の表多目的グラウンドの項中「1,440」を「1,460」に改める。

別表第3全面使用の項中「1,850」を「1,880」に改め、同表半面使用の項中「920」を「930」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第1の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第4の1の表屋内運動場の項中「1,020」を「1,030」に、「850」を「860」に改め、同表1の表備考1を次のように改める。

1 別表第1の1の表備考1、備考2及び備考4の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第4の1の表備考中2及び3を削り、4を2とし、同表備考5中「備考4」を「備考2」に、「1から3までのいずれかに該当する場合は、1から3まで」を「1に該当する場合は、1」に改め、同表備考5を同表備考3とし、同表備考6を同表備考4とし、同表備考7を同表備考5とし、別表第4の2の表備考中「1の表備考1」を「別表第1の1の表備考1」に改める。

別表第5の1の表野球場の項中「1,020」を「1,030」に、「2,050」を「2,080」に、「1,850」を「1,880」に、「3,700」を「3,760」に改め、同表多目的広場の項中「910」を「920」に、「1,820」を「1,850」に、「1,640」を「1,670」に、「3,290」を「3,350」に、「820」を「830」に改め、同表テニスコート（1面）の項中「610」を「620」に、「1,230」を「1,250」に、「720」を「730」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表グランドゴルフ場の項中「5,100」を「5,190」に、「10,200」を「10,380」に、「2,550」を「2,590」に改め、同表プールの項中「16,250」を「16,550」に、「21,600」を「22,000」に、「32,400」を「33,000」に、「8,120」を「8,270」に、「10,800」を「11,000」に改め、別表第5の2の表野球場の項中

「2,160」を「2,200」に改める。

別表第6の1の表多目的広場の項中「800」を「810」に、「1,600」を「1,620」に、「1,440」を「1,460」に、「2,880」を「2,930」に、「720」を「730」に改め、同表テニスコート（1面）の項中「610」を「620」に、「1,230」を「1,250」に、「720」を「730」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第5の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第7の1の表中「610」を「620」に、「820」を「830」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第5の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第8の1(1)の表アマチュアスポーツ等に使用する場合の項中「4,920」を「5,010」に、「4,100」を「4,170」に、「2,460」を「2,500」に、「2,050」を「2,080」に、「3,690」を「3,750」に、「3,070」を「3,120」に、「1,840」を「1,870」に、「1,530」を「1,550」に、「1,230」を「1,250」に、「1,020」を「1,030」に、「610」を「620」に、「14,760」を「15,030」に、「12,300」を「12,520」に、「17,220」を「17,530」に、「14,350」を「14,610」に、「19,680」を「20,040」に、「16,400」を「16,700」に、「24,600」を「25,050」に、「20,500」を「20,870」に改め、同表商業宣伝、営業目的等に使用する場合の項中「12,300」を「12,520」に、「10,250」を「10,430」に、「6,150」を「6,260」に、「5,120」を「5,210」に、「9,220」を「9,390」に、「7,680」を「7,820」に、「4,610」を「4,690」に、「3,840」を「3,910」に、「3,070」を「3,120」に、「2,550」を「2,590」に、「1,530」を「1,550」に、「1,270」を「1,290」に、「36,900」を「37,580」に、「30,750」を「31,310」に、「43,050」を「43,840」に、「35,870」を「36,530」に、「49,200」を「50,110」に、「41,000」を「41,750」に、「61,500」を「62,630」に、「51,250」を「52,190」に、「770」を「780」に改め、同表備考3を次のように改める。

3 別表第4の1の表備考4及び備考5の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第8の1(1)の表備考4を削り、別表第8の1(2)の表アマチュアスポーツ等に使用する場合の項中「1,850」を「1,880」に、「1,540」を「1,560」に、「920」を「930」に、「760」を「770」に改め、同表商業宣伝、営業目的等に使用する場合の項中「4,620」を「4,700」に、

「3,850」を「3,920」に、「2,310」を「2,350」に、「1,920」を「1,950」に改め、別表第8の1(3)の表専用使用の項中「920」を「930」に、「760」を「770」に、「2,300」を「2,340」に、「1,910」を「1,940」に、「1,270」を「1,290」に、「1,050」を「1,060」に改め、別表第8の1(4)の表非営利目的に使用する場合の項中「610」を「620」に改め、同表商業宣伝、営業目的等に使用する場合の項中「1,520」を「1,540」に、「760」を「770」に改め、別表第8の1(5)の表プールの項中「3,080」を「3,130」に、「1,230」を「1,250」に改め、同表スタジオの項中「610」を「620」に、「1,520」を「1,540」に、「720」を「730」に、「820」を「830」に改め、同表共通定期券の項中「7,000」を「7,120」に改め、同表共通回数券の項中「5,140」を「5,230」に、「1,020」を「1,030」に改め、同表法人利用券（プール及びトレーニング室に限る。）の項中「308,570」を「314,280」に、「102,850」を「104,750」に、「51,420」を「52,370」に改め、別表第8の2の表アリーナの項中「1,440」を「1,460」に、「720」を「730」に改め、別表第8の3の表アリーナの項中「5,140」を「5,230」に改め、同表武道場の項中「1,020」を「1,030」に改め、別表第8の4の表電光掲示板の項中「1,020」を「1,030」に改め、別表第8の5の表中「5,140」を「5,230」に、「1,020」を「1,030」に改める。

別表第9の1の表野球場・陸上競技場の項中「800」を「810」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第1の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第9の2の表野球場・陸上競技場の項中「1,020」を「1,030」に改める。

別表第10の1(1)の表入場料を徴収しない場合の項中「3,690」を「3,750」に、「3,070」を「3,120」に、「1,840」を「1,870」に、「1,530」を「1,550」に、「2,460」を「2,500」に、「2,050」を「2,080」に、「1,230」を「1,250」に、「1,020」を「1,030」に、「920」を「930」に、「760」を「770」に、「610」を「620」に改め、同表入場料を徴収する場合の項中「11,070」を「11,270」に、「9,220」を「9,390」に、「12,910」を「13,140」に、「10,750」を「10,940」に、「14,760」を「15,030」に、「12,300」を「12,520」に、「18,450」を「18,790」に、「15,370」を「15,650」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 別表第1の1の表備考4の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。別表第10の1(1)の表備考4を次のように改める。

4 別表第4の1の表備考4及び備考5の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第10の1(1)の表備考5を削り、別表第10の1(2)の表全面の項中「920」を「930」に、「760」を「770」に改め、別表第10の1(3)の表研修室の項中「610」を「620」に改め、同表備考中「(1)の表備考1」を「別表第1の1の表備考4」に改め、別表第10の1(4)の表共通定期券の項中「7,000」を「7,120」に改め、別表第10の2の表アリーナの項中「1,080」を「1,100」に、「720」を「730」に、「540」を「550」に改め、別表第10の5の表放送設備の項中「1,020」を「1,030」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第15条（掛川市道路占用料等徴収条例別表の改正規定に限る。）、第18条（掛川市公民館条例別表第2の改正規定（「エレクトーン」を「電子オルガン」に改める部分に限る。）に限る。）、第21条（掛川市文化会館シオーネ条例別表の改正規定（「エレクトーン」を「電子オルガン」に改める部分に限る。）に限る。）及び第36条（掛川市スポーツ施設条例別表第1の改正規定（「SBO表示板」を「BSO表示板」に改める部分に限る。）に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(掛川市行政財産の使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条、第9条から第14条まで、第18条から第24条まで、第28条から第34条まで及び第36条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後における使用許可に係る使用料又は利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

- (1) 掛川市行政財産の使用料条例
- (2) 掛川市老人福祉センター条例
- (3) 掛川市森の都ならここの里条例
- (4) 掛川市健康ふれあい館条例
- (5) 掛川市プラザ大須賀条例
- (6) 掛川市農村環境改善センター条例
- (7) 掛川市都市公園条例
- (8) 掛川市公民館条例
- (9) 掛川市生涯学習センター条例
- (10) 掛川市美感ホール条例
- (11) 掛川市文化会館シオーネ条例

- (12) 掛川市茶室条例
- (13) 掛川市立学校体育施設等使用条例
- (14) 掛川城条例
- (15) 掛川市清水邸条例
- (16) 掛川市吉岡彌生記念館条例
- (17) 遠州南部とうもんの里総合案内所条例
- (18) 掛川市市民交流センター条例
- (19) 掛川市総合福祉センター条例
- (20) 掛川市竹の丸条例
- (21) 掛川市ステンドグラス美術館条例
- (22) 掛川市スポーツ施設条例

(掛川市自転車等駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の掛川市自転車等駐車場条例別表第2の規定は、施行日以後に発行する定期駐車券に係る使用料から適用し、施行日前に発行した定期駐車券に係る使用料については、なお従前の例による。

(掛川大手門駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の掛川大手門駐車場条例別表の規定は、施行日以後に発行する定期駐車券に係る利用料金から適用し、施行日前に発行した定期駐車券に係る利用料金については、なお従前の例による。

(掛川市汚水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第5条の規定による改正後の掛川市汚水処理施設条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続して汚水処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(掛川市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第6条の規定による改正後の掛川市公共下水道条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前か

ら継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第7条の規定による改正後の掛川市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続して排水処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（掛川市道路占用料等徴収条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第15条から第17条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後における許可に係る占用料、占用料等又は流水占用料等から適用し、施行日前における許可に係る占用料、占用料等又は流水占用料等については、なお従前の例による。

- (1) 掛川市道路占用料等徴収条例
- (2) 掛川市普通河川条例
- (3) 掛川市準用河川占用料等徴収条例

（掛川市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第25条の規定による改正後の掛川市水道事業給水条例（以下「新水道給水条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日まで

の期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 10 新水道給水条例別表第2の規定は、施行日以後における承認に係る加入金から適用し、施行日前における承認に係る加入金については、なお従前の例による。

(掛川市簡易水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第26条の規定による改正後の掛川市簡易水道条例別表の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの(施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から当該水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(掛川市飲料水供給施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第27条の規定による改正後の掛川市飲料水供給施設条例(以下「新飲料水供給施設条例」という。)別表第1の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの(施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から当該水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 13 新飲料水供給施設条例別表第2の規定は、施行日以後における承認に係る加入金から適用し、施行日前における承認に係る加入金については、なお従前の例による。

(小笠掛川急患診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第35条の規定による改正後の小笠掛川急患診療所条例別表第2の規定は、施行日以後にされる文書の交付の請求に係る手数料について適用し、施行日前にされた文書の交付の請求に係る手数料については、なお従前の例による。